

○ 室蘭市水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

工業用水道事業を廃止するもの

2. 条例改正の概要

給水事業所が工業用水道の使用を廃止し、工業用水道施設の無害化工事（施設撤去及びモルタル充填等）が完了したことから、工業用水道事業を廃止する。

3. 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

